

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

本計画で想定する地震及び津波は、北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会において平成 24 年 6 月に公表された「北海道に被害をもたらす想定地震」及びこれに基づき作成された「津波浸水予想図」の結果による津波とする。

なお、有珠山噴火災害及びそのほかの災害においても、必要に応じて本計画を準用するものとする。

(海溝型地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

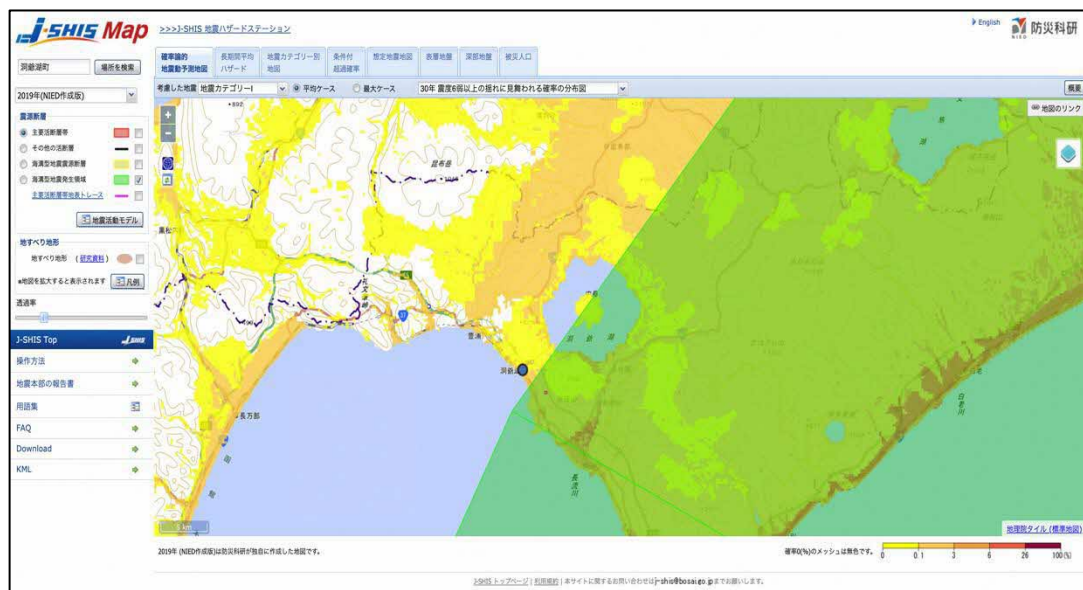
洞爺湖町に影響を及ぼす可能性のある地震は、「北海道地域防災計画地震防災計画編」及び中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」において、海溝型地震の想定が行われており、「道地域防災計画」は太平洋側 2 つ「(北海道東部地震)(日高中部地震)」、日本海側 3 つ「(石狩地震)(留萌沖地震)(後志沖地震)」、内陸 1 つ「(釧路北部地震)」の計 6 つの地震を想定している。

「中央防災会議の専門調査会」は、日本海溝・千島海溝周辺において大規模地震が予想されるものとして、「択捉島沖の地震」、「色丹島沖の地震」、「根室沖・釧路沖の地震」、「十勝沖、釧路沖の地震」、「三陸沖北部の地震」、「宮城県沖の地震」の計 6 つの地震を想定しているが、このうち道内において建物・建築物への被害が想定されるのは「根室沖・釧路沖の地震」、「十勝沖・釧路沖の地震」の 2 つであり「北海道立北方建築総合研究所」の検討結果より、洞爺湖町において最も大きい計測値を示す「十勝沖・釧路沖の地震」が想定される。

○北海道南西部地域および周辺の海溝で起こる地震（一部抜粋）

	地震 (海溝型地震)	マグニチュード	地震発生確率 (30 年以内)
千島海溝沿い	十勝沖	8.0～8.6 程度	9%
	根室沖	7.8～8.5 程度	80%程度
	色丹島沖及び択捉島沖	7.7～8.5 程度	60%程度

(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震ハザードステーション)

(活断層帯型地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

「地震調査研究推進本部」において、全国の主な地震について、長期的な地震の発生確率の評価など「全国を概観した地震動予測地図」の作成が行われている中で道内の主要な活断層として8つの断層帯(12の断層モデル)を想定している。

「北海道立北方建築総合研究所」の検討結果より、洞爺湖町において最も大きい計測値を示す「黒松内低地断層帯」による地震が想定される。

○北海道南西部地域および周辺の主要活断層帯で起こる地震(一部抜粋)

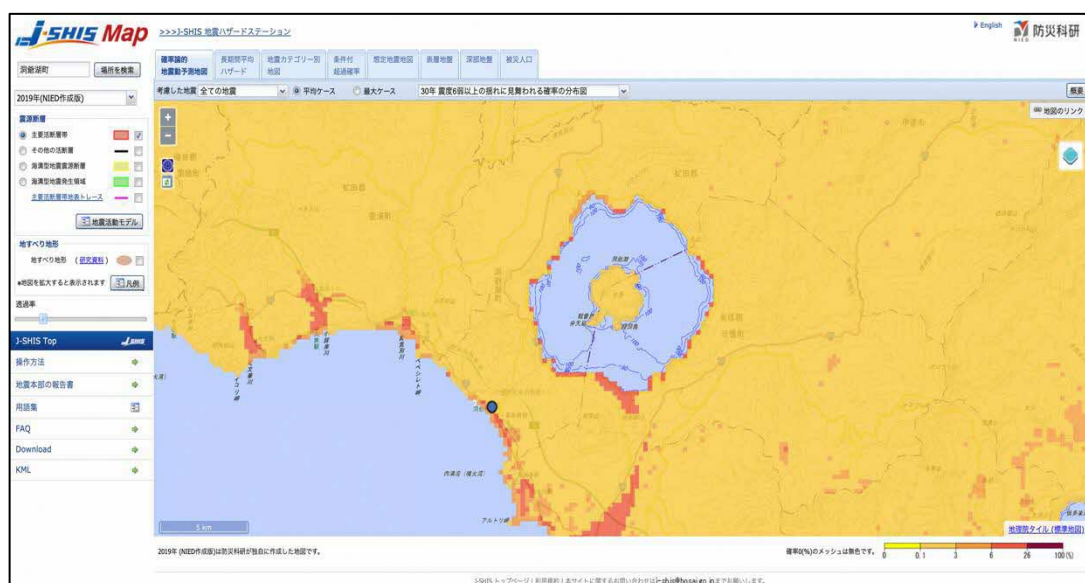
地震 (断層及び断層モデル)		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
石狩低地東緑断層帯	主部	7.9程度	ほぼ0%
	南部	7.7程度以上	0.2%以下
黒松内低地断層帯		7.3程度以上	2%~5%以下
函館平野西緑断層帯		7.0~7.5程度	ほぼ0%~1%

(出典：地震調査研究推進本部)

黒松内低地断層帯による影響については震度5弱の地震が想定され、発生確率は2%~5%となっている。地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生率は0.1~3%がほとんどとなっているが、2000年の有珠山噴火の際に最大震度5弱の地震が発生しているため、警戒が必要である。



(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震ハザードステーション)

(津波：洞爺湖町津波ハザードマップ)

当商工会地域の虻田地区は太平洋に面しており、津波が発生した場合の浸水想定区域は、洞爺湖町津波ハザードマップによると、国道 37 号線が走る中心市街地が含まれており、第 1 波の津波が 79 分で到達するとされ、その高さは最大で 7.2m と想定されている。



(洞爺湖町津波ハザードマップ)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 514 事業所 (平成 26 年経済センサス基礎調査)
- ・ 小規模事業者数 380 事業所 (平成 26 年経済センサス基礎調査)
- ・ 商工会員数 288 事業所 (令和 2 年 4 月 1 日時点)

町内商工業者数及び小規模事業者数【業種別】				
	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者 数	建設業	50	48	
	製造業	37	33	
	卸売、小売業	120	87	
	宿泊、飲食業	92	75	洞爺湖温泉地区に集中
	サービス業	45	45	
	その他	170	92	

(平成 26 年経済センサス基礎調査)

洞爺湖町商工会員数【業種別】						
業種	H27/4/1	H28/4/1	H29/4/1	H30/4/1	H31/4/1	R2/4/1
建設業	57	57	58	54	53	53
製造業	33	33	31	31	31	30
卸売業	6	6	6	6	6	5
小売業	66	65	65	65	63	60
飲食業	44	44	44	48	48	47
宿泊業	15	16	15	14	15	15
サービス業	48	44	47	46	49	44
その他	38	35	36	36	33	34
合計	307	300	302	300	298	288

(洞爺湖町商工会)

(3) これまでの取組

1) 洞爺湖町の取組

項目	年月	備考
防災計画の策定	H21.10	平成29年10月改訂
防災訓練の実施	R1.11	津波避難訓練 例年2回(噴火・津波)実施 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため噴火を想定した訓練を中止
防災備品の備蓄	-	備蓄食料 ・アルファ化米 1,664食 ・味噌汁 1,500食 ・缶詰 1,560食 ・離乳食 230食 ・粉ミルク 2.3Kg
防災講演会の開催	R1.11	参加者 94人
防災研修会(出前講座)	随時	自治会や自主防災組織での防災研修会支援

2) 当商工会の取組

項目	年月	備考
共済制度周知	R1.10	休業対応応援共済制度 (地震・噴火・津波・台風・雪災・火災)
防災セミナー周知	R2.7	水害タイムラインを活用した防災計画WEB セミナー(洞爺湖町商工会HPにて周知)
災害保険周知	R2.11	業務災害総合保険制度 (地震・噴火・津波)

2. 課題

- ・町内小規模事業者に対する国及び北海道の施策の周知やBCP策定支援事業など取組が実施できていない事項があり、緊急時の対応についても訓練が実施されていないなど、初動対応や応急対応について当商工会職員のスキル向上が課題である。
- ・緊急時の取り組みについての訓練が未実施の状況から、対応のノウハウを持った人員が不足している。
- ・非常時に必要な防災設備、備品、資材の在庫保有状況については不十分な状況であり、今後計画的に備蓄の促進を図る必要がある。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。

3. 目標

- ・本計画の目標設定にあたっては、洞爺湖町地域防災計画を踏まえつつ地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、自然災害が事業活動に与える影響について、個々の企業、事業者の経営状況に合った効果的な事業継続力強化を進めるとともに、自然災害発生時の被害状況の把握や応急復旧活動を迅速に進め、発災後における地域経済機能の維持確保を目標とする。
- ・管内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性の周知を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当町と当商工会で被害情報の共有化を図り、報告ルートを確立する。

- ・発災後、速やかに復興支援策が行えるよう、また、地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制整備と関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業 種	小規模事業者数 (H26 経済センサス)	浸水地区内事業者数 (独自調査)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R3	R4	R5	R6	R7
建 設 業	48	39	1	1	1	2	1
製 造 業	33	23	1	0	1	0	1
卸 売 ・ 小 売 業	87	43	1	2	2	1	1
宿 泊 ・ 飲 食 業	75	22	1	1	0	1	1
サ ー ビ ス 業	45	29	1	1	1	1	1
そ の 他	92	2	0	0	0	0	1
合 計	380	158	5	5	5	5	6

※上記成果目標については、当会人員体制を考慮した上で、概ね6期(30年)を目処に、町内津波浸水区域の全小規模事業者(独自調査 158 件)が策定するように設定した。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる。	セミナー開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係期間と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回
計画策定の支援 に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
保険・共済普及 に向けた体制作り	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回

4. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5. 事業継続力強化支援事業の実施期間

- ・（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

なお、事業継続力強化支援事業は、最新の自然災害等発生予測や最新の国・道等の施策をもとに実施していく必要があることから、洞爺湖町の地域防災計画の改訂状況も踏まえつつ定期的に見直しを行っていく。

6. 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

洞爺湖町	洞爺湖町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・フォロー アップ
災害等リスク周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

（1）事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える知識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・保険会社等の専門家を招聘し BCP 普及啓発及び災害リスクの周知に向けた効果的なセミナーを開催する。
- ・町広報又は会報、当商工会 HP などに於いて、国や道の施策を紹介し、事業継承に向けたリスク対策の必要性と各種損害保険の概要を紹介する。
- ・洞爺湖町が提供する各種ハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図(J-SHIS MAP)を活用し、事業所が立地する場所の災害等リスクの周知を行う。周知方法については、町内の小規模事業者を対象とした事業継続力強化支援に関わるセミナーの開催、商工会の巡回指導を通じて行う。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和3年度に洞爺湖町商工会事業継続計画(BCP)の着手、令和4年度中に策定予定。

商工会の事業継続計画は、小規模事業者の経営の指導的立場にある商工会が災害時に自ら被災し人的・物的資源の制約がある中において、非常時優先業務を特定するとともに、その業務のマニュアルや執行体制を事前に定めておくことで、災害が発生しても適切に事業を行うことを目的とするものである。

ウ) 関係団体等の連携

- ・保険会社等に専門家の派遣を依頼し、町内商工業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

エ) フォローアップ

- ・BCPの策定支援をした全ての小規模事業者に対し、計画の実施状況を確認し、その実効性を高めるためフォローアップを行う。洞爺湖町が行う防災訓練等を通じて、課題や改善点を把握し計画の見直しに反映させていくなど、PDCAを活用し指導する。

- ・小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認。（年1回実施）

業種	小規模事業者数 (H26 経済センサス)	浸水地区内事業者数 (独自調査)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	48	39	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1
製造業	33	23	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
卸売・小売業	87	43	1	2	2	1	1	1	2	2	1	1
宿泊・飲食業	75	22	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1
サービス業	45	29	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	92	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
合計	380	158	5	5	5	5	6	5	5	5	5	6

- ・洞爺湖町、商工会等の関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において状況確認や改善点等について年一回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に回覧可能な状態とする。

オ) 当該計画に関わる訓練に実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、洞爺湖町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	・洞爺湖町防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	・発災後の連絡手段等の確認 ・発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連絡先	・洞爺湖町産業振興課

カ) 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ洞爺湖町産業振興課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、職員の生命・安全の確保・人命救助が第一であり、それに必要な活動に対し人的・物的資源を優先的に配分する事が重要である。そのうえで、次の手順で管内の被害状況の把握に努め、関連機関と連携した行動に繋げる。

ア) 応急対策の実施可否の確認

- ・勤務時間内は発災後3時間以内に職員とその家族の安否確認、来訪顧客の安全確認を実施し報告する。また、夜間や休日の場合には職員自ら身の安全確保に努め安否情報を報告する。
- ・情報共有、報告、確認等を行う上での情報通信手段については固定電話のほか、FAX、携帯電話、メール機能、LINE、インターネットを利用して行う。

- ・保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染症対策を行う。

イ) 応急対策の方針決定

- ・洞爺湖町災害対策本部の方針に従い、洞爺湖町産業振興課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、自己の安否報告を速やかにを行い、安全確保がされた後に出勤する。
- ・職員の多数が被災する等により応急対策に支障が生じるような場合の役割分担等については都度協議し決定するが、緊急時の配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき ・噴火警戒レベル 4 以上が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したとき ・噴火警戒レベル 2 が発表されたとき ・太平洋沿岸西部に津波警報が発表されたとき 	事務局長 経営指導員 担当職員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報 が発令され、災害の発生が予測されるとき ・町内に震度 4 の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会から当町に以下の間隔で被害情報等を報告し共有する。

発災後 ～ 1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間 ～ 2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間 ～ 1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

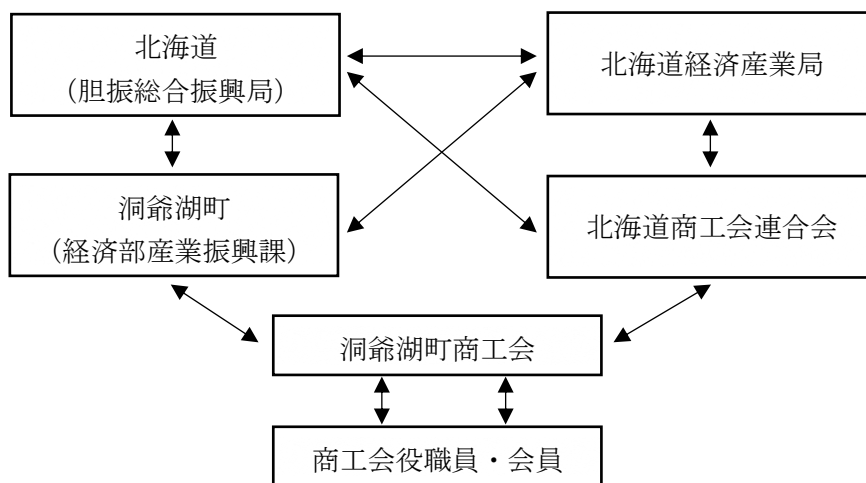
- ・自然災害等発災時は、地区内の商工業者及管内の被害情報について、商工会員並びに住民等の協力を得て的確に収集し、迅速な報告を行うとともに指揮命令についても円滑に行うことができる仕組み並びに体制を構築する。
- ・二次災害の発生を抑制する為、国や道が実施する緊急調査結果情報を洞爺湖町を通じ速やかに共有し、警戒区域等には立ち入らないなど被害地域での二次災害発生防止措置に繋げる

- ・被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、胆振総合振興局及び北海道商工会連合会へ報告する。

・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・町内小規模事業者の被害状況の把握について、あらかじめ町と定めた方法により確認作業に努め、発災後、事業継続に向けた諸課題を経営者と共有し、速やかにそれぞれの企業の実態に即した支援策・解決策を提言するなど事業者に寄り添ったきめ細やかな伴走型支援を実施する。
- ・相談窓口の設置等については洞爺湖町と相談し対応する。また国、道が実施する支援施策に従い、依頼を受けた場合には特別相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や道、当町の施策）について町内小規模事業者に周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 町内小規模事業者に対する復興支援

- ・北海道、洞爺湖町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を実施する。具体的には、災害時における中小企業対策としての相談窓口を設置するほか、資金繰り支援を中心とした金融支援、復興に向けた設備資金など道の特別融資制度の活用、信用保証枠の拡大や行政による利子補給、保証料補給などの制度情報を提供し利用促進を図る。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域から

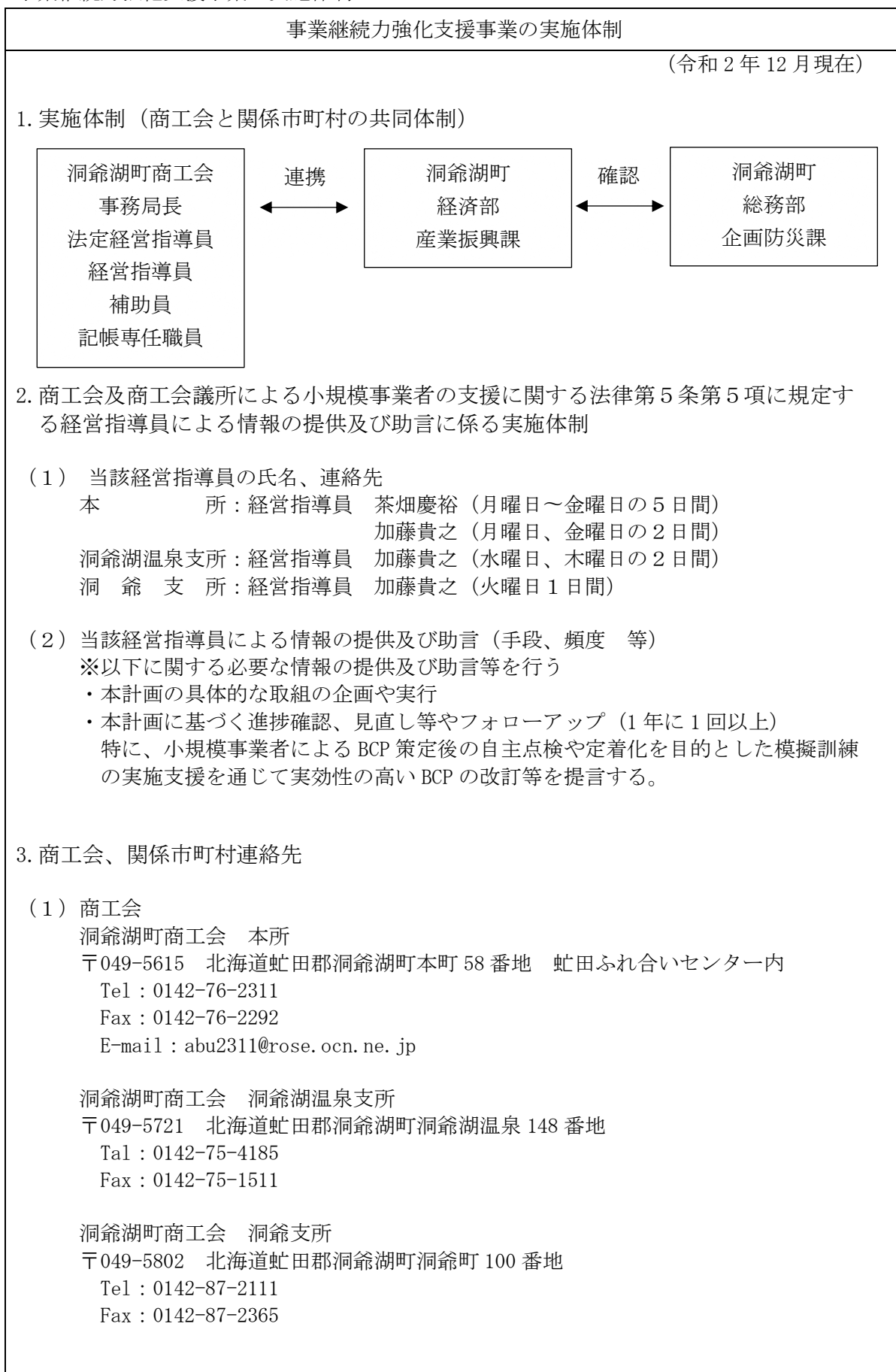
の応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談し対応する。

(6) その他

- ・本計画は洞爺湖町及び洞爺湖町商工会 HP や広報誌、各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 関係市町村

洞爺湖町経済部産業振興課

〒049-5604 北海道虻田郡洞爺湖町栄町 58 番地

Tel : 0142-74-3005

Fax : 0142-76-4727

4. その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作成費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
① 会費収入・・・商工会員への請求の上、指定金融機関口座より引落又は集金
② 道補助金・・・小規模事業指導補助金として、北海道商工会連合会を通して調達
③ 町補助金・・・商工会運営補助金として洞爺湖町より調達
④ 手数料等・・・事務代行手数料等受益者より調達
⑤ 雑収入等・・・その他臨時的な収入について適宜徴収

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。